

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五五
○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	
告 示	五五
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	
○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	
○地籍調査の成果について認証した件	
○保安林の指定をする件	
○道路の区域を変更する件二件	
公 告	五五
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十條第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件	
○肥料の検査の結果を公表する件	
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	
○土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件	

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月六日

福島県規則第七十六号

福島県知事 内堀雅雄

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第三条」を「第三条第一項」に、「別表第一に定める」を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号。次項において「基準告示」という。）に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令第三条第二項の規定により、基準告示に規定するところによっては救助の適切な実施が困難な場合に、内閣総理大臣に協議し、その同意を受けた上で定める救助の程度、方法及び期間は、知事が別に定める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二の一の1の(一)中「二四、一〇〇円」を「二四、九〇〇円」に改め、同表一の1の(二)中「一六、二〇〇円」を「一六、四〇〇円」に改め、同表一の1の(三)中「一五、八〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、同表一の1の(四)中「一四、二〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改め、同表一の1の(五)中「一五、六〇〇円」を「一五、七〇〇円」に改め、同表一の1の(六)中「三〇、七〇〇円」を「三一、六〇〇円」に改め、同表一の1の(七)中「二八、四〇〇円」を「三〇、二〇〇円」に改め、同表一の1の(八)中「二九、四〇〇円」を「三一、三〇〇円」に改める。

第八号様式(裏)中「礫石」を「岩盤」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八号様式の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第六百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九條の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所 在 地	指定年月日

清田内科循環器クリニック	会津若松市白虎二丁目四番地の四	令和六年一〇月一日
みどり薬局	相馬市中村字曲田一一四	同日
あだち眼科	二本松市油井字福岡一五八番地二	同日
すずたけ歯科クリニック	伊達市梁川町広瀬町四五一一二	同日

(社会福祉課)

福島県告示第六百四十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
 令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
さいとう歯科医院	会津若松市門田町日吉字 丑淵一一一四四	会津若松市飯寺南一丁目 二番一一号

(社会福祉課)

福島県告示第六百四十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
-----	-------	-------

医療法人丸山内科小児科医院	会津若松市日新町四番三八号	令和六年九月三〇日
医療法人陽雄会すずたけ歯科クリニック	伊達市梁川町広瀬町四五一一二	同日

(社会福祉課)

福島県告示第六百四十九号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十二月六日から令和七年四月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークベニマル一箕町店 福島県会津若松市藤原二丁目二十一番六ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ヨークベニマル
 代表取締役 大高 善興
 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
 - (変更後) 株式会社ヨークベニマル
 代表取締役 大高 耕一路
 福島県郡山市谷島町五番四十二号
- 2 大規模小売店舗の所在地
 (変更前) 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原五十二
 (変更後) 福島県会津若松市藤原二丁目二十一番六ほか
- 三 変更した年月日
- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 令和六年三月一日
- 2 大規模小売店舗を設置する者の住所 令和三年二月十六日
- 3 大規模小売店舗の所在地 令和六年一月二十七日
- 四 届出年月日
 令和六年十一月二十八日
- 五 届出をした者
 株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十二月六日から令和七年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び三春町産業課に備えて縦覧に供する。

令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

三春の里田園生活館・アウトドアアクティビティ拠点施設 福島県田村郡三春町大字西方字石畑四百八十七番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、天栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称
天栄村

二 成果の名称
天栄村大字牧之内の一部（牧本第二十二地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林の所在場所
いわき市大久町大久字磐観音三九の一、三九の三、四〇の一、四〇の二、四一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備えて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道塩川 山都線	喜多方市慶徳町新宮字 神明道下四八八番一 地先から 同 市慶徳町新宮字 畑中二二七八番二地先 まで	変更前 変更後	一八・二 三五・〇 一一・四 七四・〇	一六〇・〇 一六〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

堆肥	池田一雄	イケダ堆肥 一号	1.5	2.3	2.2	—	—	14	39.5	
堆肥	ピクアジェ ネテイクス 株式会社	醜酢乾燥豚 糞	3.6	8.3	2.5	390	999	7	22.3	
堆肥	有限会社肉 の秋元本店	白河高原清 流豚堆肥	1.2	2.5	1.7	89	175	15	51.8	
堆肥	雪割牧場有 限会社	報徳発酵堆 肥「ばら」	1.7	2.7	2.2	—	—	12	43.8	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素含量、TP—りん酸含量、TK—加里含量、TCu—銅含量、TZn—亜鉛含量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

(農業総合センター)

公告第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
南会津町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 星 功

同 湯田 重利

同 星 彰二

同 湯田 孝義

同 湯田 浩仁

同 湯田 正治

同 湯田 博美

同 湯田 清記

同 湯田 康夫

住所

南会津郡南会津町田部字上山根一一番地

同 町田部字八幡前五九番地

同 町田部字上山根一七番地

同 町田部字下原二〇四番地 一一

同 町田部字八幡前六〇番地

同 町田部字八幡前七七番地

同 町田部字八幡前一一番地

同 町田部字上山根一一五番地

同 郡同 町古町字中川原一〇四番地特定公共賃貸住宅中川

同 原団地二棟二号

就任した役員

役名 氏名

理事 室井 文一

同 渡部 和幸

同 近藤 義輝

同 渡部 茂

同 渡部 長一郎

同 弓田 正直

同 近藤 廣男

同 星 明則

同 星 貴夫

住所

南会津郡南会津町川島字川島平一八〇六番地

同 町関本字下道下四六二番地

同 町鶴巢字村中一三六六番地

同 町川島字川島平一八〇九番地

同 町糸沢字今泉平八一三番地一

同 町糸沢字居平一八八三番地

同 町鶴巢字平林七八二番地一

同 町藤生字家ノ裏二〇四一番地

同 町静川字上沢田乙九九六番地

(農村計画課)

公告第二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年十二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
岩代町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 堀籠 新一

同 菅野 康幸

同 渡邊 善市

同 渡邊 健吉

同 安齋 喜八

同 橋本 和秋

同 三浦 一也

同 本田 信一

同 武藤 利一

同 本多 正一

同 村田 与志一

同 斎藤 隆博

同 斎藤 寛一

同 遠藤 善勇

同 大内 久夫

同 遠藤 和男

同 相馬 市郎

住所

二本松市杉沢字清ノ内一〇番地一

同 市茂原字石田三二七番地

同 市成田字中井六八番地

同 市西勝田字下太池田四六番地六

同 市上長折字加藤木二三五番地

同 市長折字古塚田三七一番地

同 市下長折字大柱二九五番地

同 市西新殿字北二五五番地

同 市西新殿字野竹内六番地二

同 市東新殿字石倉一七二番地

同 市初森字十文字二五八番地

同 市田沢字中山二八番地

同 市百目木字岩下一八番地

同 市上太田字広瀬三六五番地

同 市小浜字鳥居町二五番地二

同 市田沢字上曲山三〇番地

同 市杉沢字二元木三二一番地

